

業務管理体制について

01 概要

- 法令遵守等の義務の履行の確保のため、業務管理体制の整備が義務付けられている(介護保険法第115条の32)
- 整備内容は事業者の規模(事業所数)によって規定
- 事業展開地域に応じた行政機関に届出が必要

02 整備基準

		事業所数		
		20未満	20以上 100未満	100以上
整備内容	法令遵守責任者の選任	○	○	○
	法令遵守規程の整備	—	○	○
	法令遵守に係る監査	—	—	○

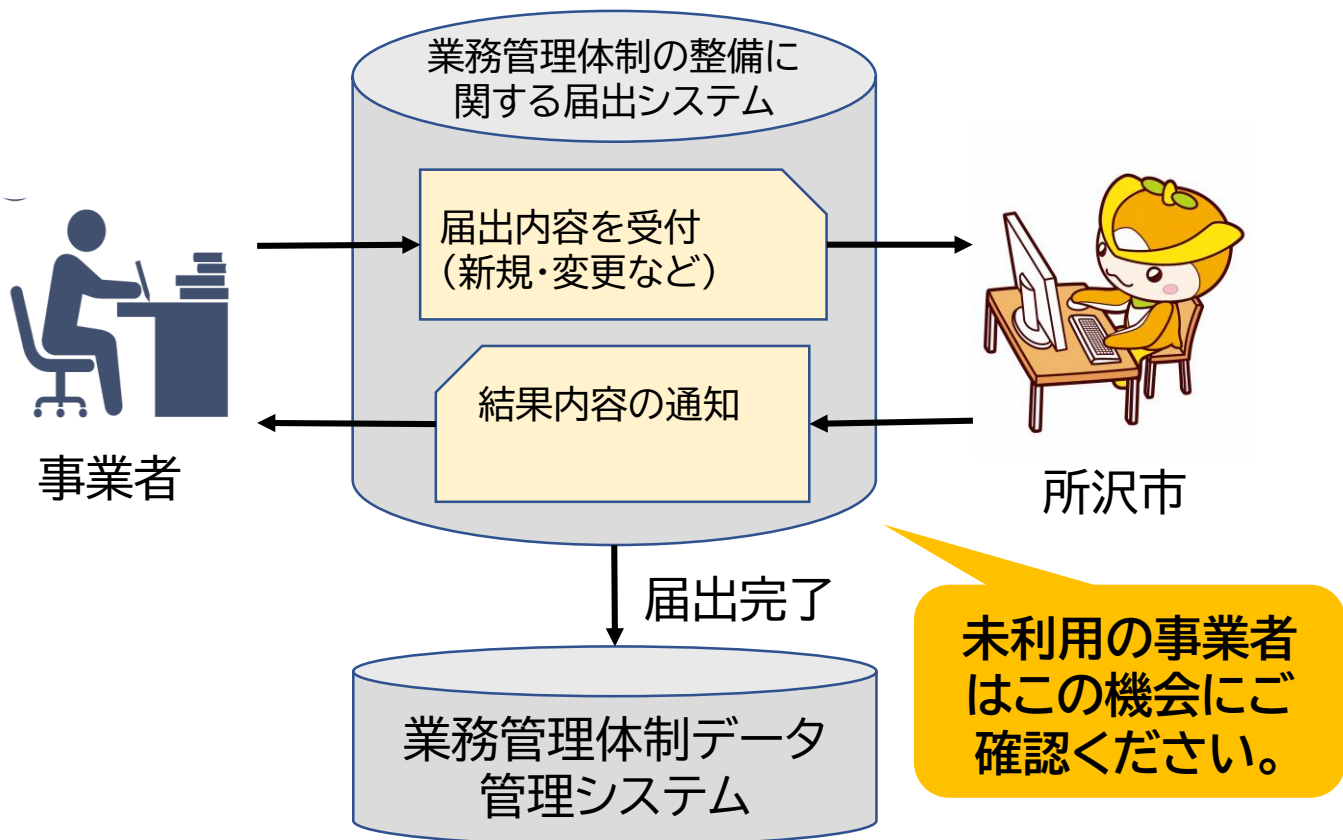
03 届出先

No.	区分	届出先
1	事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
2	事業所が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
3	事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
4	事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者	中核市の長
5	地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
6	No.1から5以外の事業者	都道府県知事

04 業務管理体制届出システムの概要

- 事業者が電子申請し、その内容を届出先の行政機関で受付することで業務管理体制をデータベース化し、管理することができる。
- 令和5年4月から当該システム利用可能
- 次のURLからアカウントIDを取得し、利用できる
(URL)<https://www.laicomea.org/laicomea/cmns01l/cmns01l1/init.do>

05 利用イメージ(届出先が所沢市の場合)



06 参考:厚生労働省ホームページ

1. 介護サービス事業者の業務管理体制

(URL)https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/index.html

2. 介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について

(URL)https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/annai.html